

米沢市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程における市民参画の機会を確保するとともに、市民等への説明責任を果たし、行政運営の公正性及び透明性を図り、もって市民等と行政との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 本市の基本的な政策に係る施策（以下「施策」という。）の案（条例にあっては、条例の素案又は骨子をいう。以下同じ。）を公表した上で市民等から意見を募集し、それらの意見を参考として施策の決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する本市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第82条の2に規定する専修学校をいう。）に在学する者
 - ウ その他当該施策に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改定
 - (2) 市民生活に密接に関連する重要な制度の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する制度の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の額及び徴収に関するものを除く。）
 - (4) 宣言又は憲章の制定又は改廃
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。
- (1) 迅速又は緊急な対応を要するもの
 - (2) 軽微な変更と認められるもの
 - (3) 裁量の余地がないもの
 - (4) 審議会等がこの要綱に規定する手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき施策の決定を行うもの
 - (5) 施策の決定を行う際に、意見聴取等の方法が法令等に定められているもの
 - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の案を議会に提出するもの

(施策の案の公表)

第4条 市長は、施策を決定しようとするときは、あらかじめ当該施策の案を市民等へ公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により施策の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 施策の案の趣旨、目的及び背景
- (2) 施策を立案するに当たっての考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか参考となる資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 意見等を募集する所管課、情報公開コーナー及び各コミュニティセンターにおける閲覧又は配布

(意見の提出)

第6条 市長は、施策の案の事前公表をしたときは、20日以上期間を設けて、意見を受け付けなければならない。

2 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 電子申請

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名、電話番号その他の必要な事項を明示しなければならない。

(意見の取扱い)

第7条 市長は、提出された意見を参考とし、施策の決定を行うものとする。

2 市長は、施策の決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長の考え方を公表しなければならない。この場合において、公表の方法は、第5条の規定による方法に準じて行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。